

変更届 提出書類一覧表(小修繕業者名簿)

変更事項	提出書類	共通					法人	個人業者					
		原本	原本	原本	原本	写し	写し	写し	写し	写し	写し	原本	原本
		変更届	使用印鑑届	委任状(兼使用印鑑届)	債権者登録申請書	滞納無証明書(代表者の岡山市税)	免状・登録証等	商業登記事項証明書	住民票(代表者のもの)	身分証明書(代表者のもの)	登記されていないことの証明書(代表者のもの)	暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)	債権債務継承書
本社	名称	◎	①	②	①		④	⑤					
	代表者	◎	①	②	①	③	④	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
	代表者役職名	◎	①	②	①								
	所在地	◎	①	②	①		④	⑤					
	T E L	◎			①								
	F A X	◎											
	使用印 課税区分	◎	◎										
免状・登録証等	④					④							
委任先	名称	◎		◎	◎								
	代表者	◎		◎	◎								
	代表者職名	◎		◎	◎								
	所在地	◎		◎	◎								
	T E L	◎			◎								
	F A X	◎											
	使用印 登録, 変更 削除	◎		◎	◎								
組織変更	個人 → 法人	個別にご相談ください											
	合併, 分割等	個別にご相談ください											

- ◎：必須
- ①：本社が契約する場合のみ必要
- ②：委任先がある場合のみ必要
- ③：本社の代表者が岡山市に住民登録がある場合のみ、指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたものが必要
- ④：登録等を必要とする業種細区分に登録がある場合に必要
- ⑤：法人のみ必要
- ⑥：個人業者のみ必要

※ 滞納無証明書, 商業登記事項証明書, 住民票, 身分証明書又は登記されていないことの証明書については, 届出月前3か月以内に発行されたものを添付してください。

(例: 4月に変更届を提出する場合, 1月1日以降に発行されたもの)

※ 下記項目に関する事項が生じた場合についても変更届の提出が必要です。また, この場合, 変更届が受理された時点で小修繕業者名簿から削除されます。

- ・主たる営業所(本店・本社)を岡山市外へ移転した場合。
- ・個人業者の場合で, 代表者が岡山市外へ転出した場合。
- ・個人業者の場合で, 代表者が別の会社等を経営し, 又は雇用された場合。